

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	介護保険要介護（要支援）認定に係る認定調査業務	
発 注 課	保）高齢保健福祉部介護保険課	
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は地域福祉の向上を目的として、地域住民及び公私の福祉機関、団体により構成された社会福祉法に基づく民間福祉団体であり、認定調査専門の調査センターを市内8ヵ所に設置しており、公平・中立かつ円滑な認定調査に努めている。</p> <p>また、介護保険法第24条の2第2項、第27条第2項により、要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査は、市町村職員又は指定市町村事務受託法人でなければ調査できないことになっているが、社協は平成25年4月1日付けで指定市町村事務受託法人の事務受託開始の指定を受けている。</p> <p>これらのことから、同業務を公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は、社協のみである。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決 定 日	令和4年3月8日	